

改正の主なポイントとしては、次のとおり。

① 障害者の地域生活の支援のための規定の整備

「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」（平成25年10月11日障害者の地域生活の推進に関する検討会取りまとめ）を踏まえ、地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備の方向性等を定める。

② 相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備

計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制の整備、地域移行支援及び地域定着支援の体制の整備、協議会における関係者の有機的な連携の必要性等を定める。

③ 障害児支援の体制整備に係る規定の整備
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、都道府県及び市町村が作成することとなる子ども・子育て支援計画において、障害児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、基本指針においても障害児支援の提供体制の確保に関する事項を定める。

④ 障害福祉計画の作成に係る平成29年度の目標設定

（ア）福祉施設の入所者の地域生活への移行
平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減することを基本とする。

なお、第4期障害福祉計画における目標の設定に当たり、平成26年度末において、第3期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定する。

（イ）入院中の精神障害者の地域生活への移行
良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成26年厚生労働省告示第65号）を踏まえ、都道府県は、平成29年度までの目標として、入院後3か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標（※）を設定する。

なお、入院後3か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率について、既に実績をあげている都道府県においては、その実績を維持すること又は更に向上させることを目標とする。

（※）

- ・平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率を64%以上
- ・平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を91%以上
- ・平成29年6月末時点における長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少

（ウ）地域生活支援拠点等の整備

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成29年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

（エ）福祉施設から一般就労への移行等

平成29年度中に一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標（※）を設定する。

（※）

- ・平成29年度末における利用者数を平成25年度末から6割以上増加
- ・全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成

⑤ 市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めるべき事項について、調査、分析、及び評価を行うことに関する規定の整備
 障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障

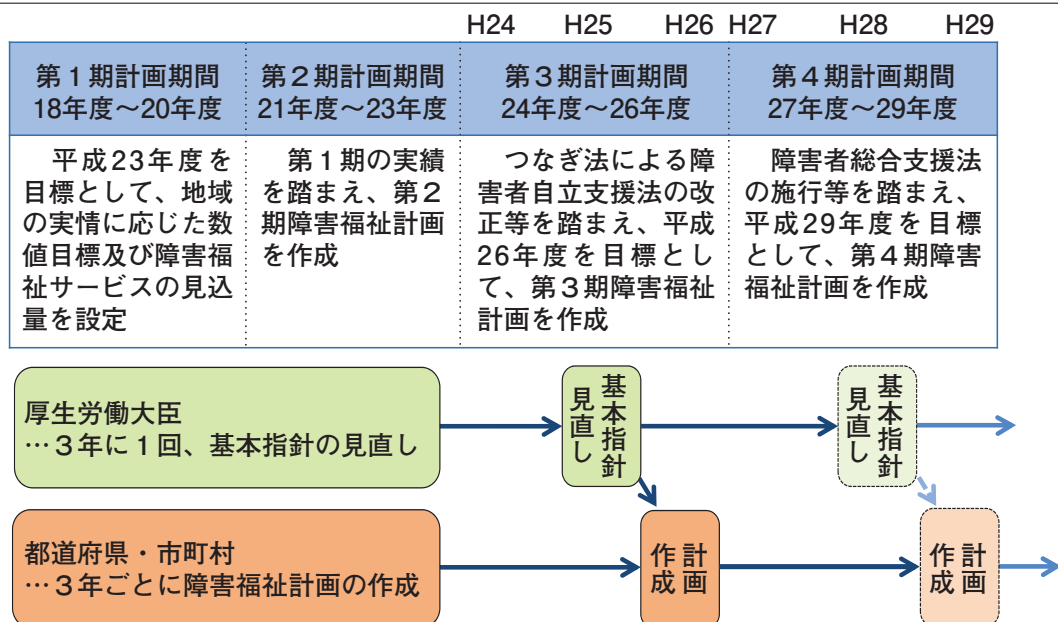
害福祉計画の見直し等の措置を講じることを盛り込む。

都道府県及び市町村は、これらの目標等を掲げた基本指針に即して、平成29年度を達成年度とする目標を設定するとともに、この目標を達成するために必要なサービス見込量等を設定した計画を作成することとしている。

■ 図表6-5

障害福祉計画と基本指針

○基本指針（厚生労働大臣）では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。



資料：厚生労働省